

福祉課での手続き内容と必要なもの（8番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
障がい者手帳をお持ちの人	障がい者手帳の返納	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳 タクシー券（お持ちの人） コミュニティバス利用券（お持ちの人） 	障がい福祉係 内線 323 324
自立支援医療受給者証をお持ちの人	自立支援医療受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証（更生・育成・精神通院） 	
障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援を利用していた人	障がい福祉サービス受給者証、地域生活支援事業利用者証、障がい児通所受給者証の返納	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービス受給者証 地域生活支援事業利用者証 障がい児通所受給者証 	
特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受けていた人	特別障がい者手当、障がい児福祉手当の喪失届	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった人に代わって、手当を受け取る人の振込先情報 	
心身障がい者扶養共済制度を利用している人及びその関係者	各種届出	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書等 詳細はお問い合わせください。	福岡県 障がい福祉課 643-3263

税務課での手続き内容と必要なもの（10番窓口）

対象者	手続き内容	必要なもの	担当係
亡くなった人の相続人	相続人代表者指定届	<ul style="list-style-type: none"> 相続人全員の署名 	市民税係 内線 331 336
軽自動車、バイク等の軽自動車税の納税義務者が亡くなった場合のご遺族	下記の表を参考にしてください	下記の表を参考にしてください	

車種	手続き内容	必要なもの	問い合わせ先
125cc以下のバイク 小型特殊自動車 (農耕車、フォークリフト等)	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート1枚 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など） 譲渡証明書等（名義が相続人以外に渡る場合） 車台番号のわかるもの（自賠責保険証書等） 	市民税係 内線 331 336
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> ナンバープレート1枚 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など） 車台番号のわかるもの（自賠責保険証書等） 	

軽自動車	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート2枚（管轄が変わる場合） ・印鑑（新旧所有者、新使用者） ・車検証 ・新使用者の住民票 ・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。） 	管轄の軽自動車検査協会
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート2枚 ・印鑑（所有者・使用者） ・車検証 ・解体報告時の移動報告番号 ・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。） 	
125cc を超え 250cc 以下のバイク	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート1枚（管轄が変わる場合） ・印鑑（新旧所有者、新旧使用者） ・軽自動車届出済証 ・自賠責保険証 ・新使用者の住民票 ・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。） 	管轄の運輸支局
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート1枚 ・印鑑（所有者・使用者） ・軽自動車届出済証 ・新使用者の住民票（管轄外での手続き） ・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。） 	
二輪の小型自動車 （250cc を超えるバイク）	車両の名義変更 ※ご遺族が引き続き使用する場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート1枚（管轄が変わる場合） ・印鑑（新旧所有者、新使用者） ・車検証 ・新使用者の住民票 ・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。） 	管轄の運輸支局
	車両の廃車届 ※車両を解体処分する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート1枚 ・印鑑（所有者） ・車検証 ・その他指示された書類（必ず提出先にご確認ください。） 	

※納税義務者が亡くなった場合、名義変更の手続きが済むまでの間、相続人全員の中から相続人代表者を決めていただく必要があります。

※軽自動車協会・運輸局への手続き方法の詳細は、必ず各機関へお尋ねください。

各機関の連絡先

九州運輸局福岡運輸支局
〒813-8577
福岡市東区千早 3-10-40
電話：050-5540-2078

軽自動車検査協会福岡主管事務所
〒813-0019
福岡市東区みなと香椎 4-3-37
電話：050-3816-1750